

広島県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十三年広島県告示第百七十号で認可した三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道

三 事業施行期間

平成三年一月三十一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし